

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目次
◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

訓 令

鳥取県訓令第十号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一

部を次のように改正する。

第六条中「企画室長」及び「都市開発局長」を削る。

別表を次のように改める。

別表

評定区分表

東京事務所 大阪事務所		本 庁		所属機関	被評定者	第一次評定者	第二次評定者	区分記号
右以外の職員	部長	右以外の職員	主計員 主任幹員 主任幹員 室長補佐	課長補佐 室長 所長 総括主計員 副検査専門員 室長補佐	課長補佐 室長 所長	課長 室長 出納室長	部長 部長 部長	A
神戸貿易事務所長	部長	被評定者が課の内部組織に属さない職員にあつては課長補佐	室長補佐	課長補佐 室長 課長	課長補佐 室長 課長	課長 室長 課長	部長 部長 部長	B

専修職業訓練校	保育専門学院	積善学園	皆成学園	喜多原学園	児童相談所	身体障害者更生指導所		土木出張所	保健所	福祉事務所	県税事務所			
部	係	主			次		右以外の職員	老人福祉司	精神薄弱者福祉司	身体障害者福祉司	係	主		課
長	長	幹			長					長	長	幹		長
	次			局	校	院	課			課			の長	次
	長			長	長	長	長	佐		長			次長を置かない機関にあつては機関	長
	校	院	園	所			課			所				所
	長	長	長	長			長			長				長
A							B	A						

食品加工研究所	果樹試験場	農業試験場	工業試験場	衛生研究所		整肢学園						尾路治水ダム建設事務所	大山農地開発調査局	境港水産事務所	蒲検定所
分	次	室	科	課		右以外の職員	婦	部	医	係	事				
場	長	長	長	長			長	長	長	長	次				
	場			所		婦					務				
	長			長		長	長	長	長	長	長				
						婦					務				
						長					長				
						長					長				
						長					長				
						長					長				
						長					長				
						長					長				
A				B			A				B				

病 院						畜産試験場	中小家畜試験場	蚕業試験場	種畜場	林業試験場	水産試験場						
右以外の職員						係主事務次長	婦長	薬科副医	科 医	副 長	右以外の職員						
係	合は総婦長	婦長	薬科医	事務	総	副	分	次	室	科	課						
長	婦長でできない場	長	剤 長 長 長	務 長	婦 長	院 長	場 長	長	長	長	長						
事務		総	院		院		場			所							
長		婦	長		長		長			長							
B						A						B					

右以外の地方機関		都市開発事務所			農業経営大学校			農業改良普及所 家畜保健衛生所 蚕業指導所 久米ヶ原土地改良事業所			地方農林振興局					
右以外の職員		次	課長	課長	課長	課長	右以外の職員	出張所	出張所	出張所	右以外の職員	係主	課長			
次長を置かない機関		機関の長	課長	課長	課長	課長	あつては所長	出張所	出張所	出張所	係主	係主	課長			
機関の長			所長	所長	所長	所長		所長	所長	所長	課長	係主	局長			
B		A			B			A			B			A		

地方労働委員会
事務局

右以外の職員	課長補佐	課長	課長
課長補佐	課長	局長	局長
課長	局長	局長	局長
B	A		

備考 評定者である次長、課長補佐、室長補佐、主計員、医長又は婦長が二人以上置かれている課(室)又は地方機関にあつては、これらの者のうちから課(室)又は地方機関の長が指名するものを評定者とする。この場合において、評定者を二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】